

平成28年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成28年7月4日（月）午前10時から午後0時5分
- 2 開催場所 春日井市総合福祉センター小ホール
- 3 出席者
 - 【会長】 木全 和巳（日本福祉大学）
 - 【委員】 野田 由美江（春日井市身体障害者福祉協会）
戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）
河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）
黒川 修（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）
大村 義一（春日井市社会福祉協議会）
荒井 つたえ（春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会）
大橋 伴子（愛知県心身障害者コロニー）
和久田 月子（春日井保健所）
山本 順子（春日井公共職業安定所）
大西 淳子（春日台特別支援学校）
田代 波広（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）
岩谷 直子（公募委員）
志村 美和（公募委員）
服部 千鶴子（公募委員）
 - 【オブザーバー】
綱川 克宜（尾張北部圏域地域アドバタイザー）
 - 【事務局】
健康福祉部長 宮澤 勝弘
障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 入谷 耕介
同課長補佐 岡田 伸吾
同障がい福祉担当主査 山崎 俊介
同主任 川口 良子
同主事 土屋 岳陽
同認定給付担当主査 小川 洋平
教育研究所指導主事 佐藤 幸子
 - 【傍聴者】 6名

4 議題

- (1) 障害者総合支援法改正の概要について
- (2) 第3次春日井市障がい総合福祉計画における平成28年度の具体的施策について
- (3) 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について

5 配付資料

- 資料1 障がい者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 障害者総合支援法改正の概要
- 資料3 第3次春日井市障がい者総合福祉計画における平成28年度の具体的施策
- 資料4 平成25年度実施の各アンケート調査票

6 議事内容

【事務局・中山課長】(あいさつ)

(新委員の紹介 委嘱状交付 任期の説明、事務局紹介)

【事務局・宮澤部長】(あいさつ)

【和久田委員】(あいさつ)

【事務局・中山課長】(会議成立の要件等の報告、資料確認)

【木全会長】 おはようございます。暑い中お集まりいただきありがとうございます。よろしくお願ひします。私は時々宿題を出す会長でして、今回はアンケートを次回までにはつくらねばならないので、項目をこう変えた方がいい、ということも含めまして、必ず事前にご覧いただき、それぞれのお立場からご意見をお願いします。いろいろと宿題を出しますが、嫌がらずにお付き合いいただけるとありがたいです。来年度は計画をつくらなければならないので、そのことも含めて今の実態等をそれぞれのお立場できちんと把握してください。本人やご家族の苦労や課題が見える形にして、抽象的な計画にならないよう、お金がないなりに優先順位をつけながら、実現することを考えなければならないと思います。参加されている皆様のお力がないといい計画ができないので、現行計画などの進捗状況をきちんと管理し、どこまで行えたか、上手くいったのはどうしてか、まだできていないことは何か、それを次の計画で引き継いでいくかどうか、という判断をしていきます。こうした計画の振り返りを、この会議

でお願いしたいと思います。

2点目です。熊本の震災の被災地に入って戻って来た人たちの話を聞く機会がありました。私は自分の病気などで駆け付けられませんでした。その方々のお話を伺ったところ、安否確認が大変だったこと、福祉避難所の使い勝手が本当に悪かったこと、その二つが非常に印象に残りました。私がアドバイザーをしている知多圏域では、サービスを利用する人のサービス利用計画の本計画の備考欄に、相談支援する専門家や、日中通っている何かあった時に最初に安否確認をする事業所、その人の名前を書き込めるようにすることを、できるだけ早く実現させようと考えました。手帳を持つ人全員は難しいですが、お金もそんなにかかりませんから。最初に行く避難所、福祉避難所くらいの確認は相談支援専門員たちと一緒に知っておくと、ご本人やご家族がとても安心できるのではないかと考えます。計画作成時にファイルをすればできるので、そういったことから始めないと、地震が起きた際に大変な状況になるということです。濃尾地震から目下100年以上経過しており、地震が起こりそうだと根尾谷断層を通るたびに思います。ですので、このことはぜひ自立支援協議会相談支援部会にお願いします。

3点目は先月、春日井の精神障がいの当事者の方たちにお話を聞く、とても素敵な会に参加させていただきました。少し回復されたと言われる当事者一人ひとりから、願いや困りごと、要望をお話しいただいて、ホワイトボードにまとめました。その会に参加して、当事者の方の話っていいなと感じました。今どんな苦労があって、どんな支援が受けられたら苦労が解決するとか、本人たちに必要なサービスはこんなサービスだとかを語れる本人たちが多くいて、そこからしか始まっていかないと感じました。そういう声をしっかり聞きとることがとても大事だと思います。

子どもの頃ADHDで、北海道浦河町の「べてるの家」の他、さんざんまわりまわった方が知多にいらっしゃいます。投与された薬の影響で幻覚が出てしまい、バットを振り回して小学校3年生の女の子の腕を折ってしまった、という事件から始まり、あちこちで暴れまわってし

まった方です。28歳の子で、当事者として学び合いや音楽活動を行う中で、手帳も年金も返上し、今は歌を歌い、介護のアルバイトをしながら暮らしています。彼は4年くらいのお友達で、私は後援会長を自認しています。愛知に住み、大学に通い、歌を歌ってもらっています。手帳も年金も返上する行動は大きなことですし、薬も飲まなくなりました。上手く支援があると、こういうケースもいくつか出てきます。そのためには本人から話を聞かないといけません。自立支援協議会の中に本人部会のようなもの、特に軽度の知的障がいの人たちを含めて本人の声を聞くことからぜひ始めていただきたいです。計画などにもぜひ反映していただければと思います。本人たちから発信した言動にはしっかり責任を持ちます。そうでないと、こちら側にこういう風にしてほしいと丸投げになってしまい、自発的に行うことがなくなってしまう。そういったことも考えると、本人たちの声を聞き、一緒に行くことはとても大事です。ぜひそういったこともやっていけたらということで、よろしく願いいたします。

はじめに「障害者総合支援法改正の概要について」説明願います。これは市の計画を立てる上で、私たちが知っておかねばならないことです。特に子ども部会で、児童の計画をたてるので、そこも含めて理解すべきこととして説明を伺いたいと思います。その上で、分からなければ自分で調べて、質問願います。

【事務局・山崎主査】 それでは、障害者総合支援法の概要について、ご説明いたします。(資料2の1頁)「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月25日に成立、6月3日に公布されました。今回の改正では1. 障害者の望む地域生活の支援、2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の3つの柱があります。

1つ目の柱では施設入所やグループホームを利用している障がい者で一人暮らしを希望する方に対し、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」、就業に伴う生活面での課題に対応できるよう事業所や家族との連絡調

整等の支援を行う「就労定着支援」、この二つのサービスが新たに創設されます。その他、最重度の障がい者であって、重度訪問介護を利用されている方については入院中の医療機関においてもヘルパーを利用することができるようになること、65歳になるまでに相当期間障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢者で、引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用される障がい者に対し、その方の所得状況や障がいの程度等を勘案し、介護保険サービスの利用負担を障がい福祉制度で軽減する仕組みを設けることとなっています。

2つ目の柱、障がい支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応につきましては、現在複数の児童が集まる通所による支援を行っていますが、重度の障がいなどによって外出が困難な障がい児に対して居宅を訪問し、発達支援を行うサービスが新たに創設されます。また、児童発達支援センターが行っている保育所等訪問支援対象施設にこれまでの保育所や幼稚園、小学校、放課後児童クラブの他、乳児院や児童養護施設も新たに追加されます。その他医療的ケアを要する障がい児の適切な支援のため、保健、医療、福祉等の連携促進に努めること、障がい福祉サービスを提供する体制の構築を計画的に進めるため、障害児福祉計画を策定することとなっています。

3つ目の柱、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備につきましては、補装具についてこれまでは購入に対しての支給となっていました。成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児など、障がい者の利便性に照らし、貸与が適切と判断される場合に限り、新たな支給の対象とすることが可能となります。また、障がい福祉サービスを提供する事業所が増加する中、利用者が個々のニーズにおいて良質なサービスを選択できるよう、都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けることとされています。それぞれの細かい内容につきましては、2ページ以降に掲載しておりますので、またご覧いただければと思いますが、今後の実施にあたっての詳細につきましては、政令等で整備されていくため、その状況を注視していきたいと思っております。なお、医療的ケアを要する障害児の適切な支援のた

めの保健、医療、福祉等の連携促進につきましては、公布の日（平成28年6月3日）からの施行となりますが、それ以外のものにつきましては平成30年4月1日の施行となります。以上で障害者総合支援法改正の概要についての説明を終わります。

【木全会長】 ありがとうございます。これで分かれば素晴らしいという一言につきます。質問を受けるという時間でもありませんので、分からないところは聞いてください。また、平成30年に向けての計画を私たちがつくっていかねばいけない時に、この中身を盛り込んでいかなければいけないということなので、知っておいてください。一緒に計画を作成するうえで、関連した春日井市の現状の資料を事務局に出していただきながら、法律のこの部分は計画ではこうなります、ということも含めて知っておいていただかないと、と思います。今日はそれぞれ皆様方のお立場から既存の制度、法律を含めて、現実や実態と照らし合わせながら確認をお願いします。

【田代副会長】 国の法律の改正事項をにらんで、次の計画が始まる年度も合わせているかと思えます。現行の総合福祉計画でもサービス等利用計画の対象者が拡大と言われていましたが、パーセンテージや数値を予想し、春日井市の現状を踏まえながら計画をつくりました。今回も同じ捉え方になるかと思えます。今回のアンケートや、この後に報告する地域自立支援協議会で、様々な調査をどのような形で行い、当事者やご家族の声を拾っていくかが非常に大事ではないかと思えます。

【木全会長】 ありがとうございます。皆様この件に関して、よく勉強してみてください。アドバイザーや地域の相談事業所に聞いてみるのもいいですね。では議題（2）について田代副会長から説明願います。

【田代副会長】 後ほど事務局からも詳しく説明があるかと思えますが、地域自立支援協議会からも資料3に基づき、今年度の関係する施策を報告申し上げます。今年度、自立支援協議会自体は新たな任期を迎えてのスタートということになります。大きな再編はなく、部会については相談支援連携部会、はたらく部会、子ども部会、すまいの部会で継続になっています。資料3の1頁から、福祉サービスが

実際どのように利用されているか、どのような現状にあるかを今年度も把握していく予定です。現在もすでに、例年実施をしております日中活動系の事業所のアンケート調査を依頼しております。新たに短期入所サービスの利用者側、事業者側にアンケートを取り、回収しているので、現在検証を進めています。

加えて今年度につきましては、例年総合福祉計画の目標数値や見込み数、利用実態等に分かりづらい所があった居宅介護、行動援護、移動支援等の調査も行う予定です。資料3の2頁のカ 地域生活支援拠点整備の検討ですが、先ほどの障害者総合支援法の改正のポイントを考えますと、障がい者それぞれにニーズを踏まえ、ニーズを叶えていくことが非常に重要です。引き続き地域自立支援協議会として、障がい者総合福祉計画では計算式で当てはめられた数字ではなく、具体的な部分を明らかにしていくことが我々の役割だと考えて、今年度もスタートする予定です。

4頁の③障がい児支援の充実は、子ども部会に該当していく部分になります。子ども部会は、昨年度、児童福祉の中でも福祉サービスの分野で放課後送迎サービスや児童発達支援の現況調査を行い、ガイドブックを作成しています。また、横のつながりを求められるので、交流会等も今年も継続されると聞いております。現在はライフステージが乳幼児期、幼児期、学齢期と上がる中で、例えば健診や学校の状況など、子ども部会の中で課題となっていることや、つながっている部分を、関係者を随時呼び出して明らかにしていくということです。併せて、サポートブックの活用（資料3の4頁の③のオ）については、活用方法や認知状況なども明らかにしていく予定です。

最後に雇用・就業、経済的自立の支援（資料3の8頁の4）については、はたらく部会での取り組みになります。8頁の①のイにあります、「はたらくためのガイドブック」を作成し、ホームページ上でダウンロードできるようになっています。皆様もご覧ください。ガイドブックについて、作成しただけにならないよう、これらの活用や周知について、効果測定を行っていきたいと思います。

ます。もうひとつ重要なところとして、8頁4の項目で成果目標がかなり設けられています。例えば障害者優先調達推進法の調達額や、福祉施設から一般就労へ移行される数、就労継続支援B型の工賃額など、明確な数字が掲載されています。これが数字上だけではなく、はたらく部会としてどう取り組めるか、現況はどうなっているかということ进行调查していきます。この部分も調査を分析していく中で、今後どれだけ取り組めるのかを今年度検討していく予定です。

今年度の第1回地域自立支援協議会が本日の会議の後なので、アンケート調査を含め、これからどう連携していくかなども本日ご意見いただければと思います。簡単ですが、以上です。

【本全会長】 この後事務局から残りの説明をしていただきます。田代副会長からお話があった、例えば優先調達のことなどの具体的なことは別資料に記載がありますので、照らし合わせながら、初めての委員さんは確認していただければと思います。全ての数値目標を入れることは現行計画でもできていなかったですが、確認のために必要のところだけは入れています。その振り返りも含めて、またお目通し願います。では事務局からお願いします。

【事務局・山崎主査】 それでは地域自立支援協議会以外での取り組みについて説明いたします。計画相談支援の利用促進（資料3の1頁の①のイ）について、今年度は障がいサービスの事業所だけではなく、介護サービス事業所に対しても計画相談支援事業所の新規開設を働きかけます。

地域生活支援拠点整備の検討（2頁の①のカ）について、地域生活支援拠点に求められる役割や機能を明確にし、拠点整備の方向性と運営に関する支援策について、保健所などの関係機関や事業所との協議を始めます。

意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実（2頁の②のア）について、今年度より手話通訳者の設置時間を全執務時間に拡大しました。また、消防本部通信司令室、春日井市民病院、名古屋徳洲会総合病院に手話通訳者のリストを設置いたしまして、救急搬送、救急外来のどちらにも手話通訳者を派遣できるよう、体制を整えました。日常生活用具につきましては種類や対象用具の充実を図

りました。

特別支援教育支援員の配置の促進（6頁の3の①のイ）については、介助員、支援員合わせて、10校10名から22校22名に大幅に増員しております。

特別支援教育連携協議会の設置（7頁の3の②のエ）については、教育委員会で要綱の作成や委員の人選、予算要望などを行います。

グループホームの整備の推進（9頁の5の②のウ）については、1施設、補助を予定しております。

各種ボランティアの育成（10頁の6の①のイ）については、代筆、代読に関する基礎講習会を8月に開催する予定です。

避難所のバリアフリー化の推進（11頁の7の①のカ）については、昨年度に耐震改修工事が完了しました第二希望の家に要配慮者対応の災害用簡易組立トイレを設置します。

障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施（11頁の8の①のア）については、障がい者への差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供につきまして、職場研修の重点項目に追加いたします。また、障害者差別解消支援地域協議会に代わりまして、地域自立支援協議会が差別解消の役割を担うことにし、地域生活支援事業規則に規定を追加しました。

職員研修の実施（12頁の9の①のア）については、市職員としての意識の徹底を図ることを目的として実施します「新規採用職員後期研修」におきまして、講義を実施し、障がいがある方への理解を深めていきたいと考えます。以上で説明を終わります。

【木全会長】 ありがとうございました。佐藤先生のお時間が限られておりますので、前回も皆様方からご質問等がございました、特別支援教育支援員の配置の促進（6頁の3の①のイ）や、特別支援教育連携協議会（7頁の3の①のエ）、特に前回、介助員のことが少し話題になっていたと思いますので、まず、教育についてご意見・ご質問願います。

【志村委員】 学校教育で必要とされるひとつとして、人的環境はとても大事だと考えています。障がい児やご家族のご意見も必要だと思いますが、受け入れる側の先生方が、障害

者差別解消法や合理的配慮、共生社会の教育について、子どもたちへの支援でどんなことに困っているか、学校で何が起きているか、ということ把握する必要があります。アンケートや意識調査は今後どうお考えですか。

【木全会長】 とても大切なお質問です。おそらく文部科学省からも4月1日から障害者差別解消法の基本指針が出ていて、学校等でも合理的配慮を、というマニュアルは出されていると思います。それを受け止め、実際、学校ではどうかということや次の計画を立てる上で、保護者等のアンケートも重要だが、先生方がどう受け止めているかも大事だとお考えのようです。佐藤先生、その辺いかがですか。

【事務局・佐藤主事】 教育研究所におります指導主事の佐藤と申します。障害者差別解消法については昨年度末に文部科学省から指針が出て、それを受けて県の教育委員会からも指針が示されています。自分が担当する限りでは、管理職に周知をすることが最重要と考え、校長会、教頭会議で、県教育委員の指針をそのまま配布し、学校には電子媒体で配信しています。紙媒体でも校長、教頭に配布し、このようにスタートする、ということをお伝えしました。各学校には特別支援教育コーディネーターがおります。これは多くの学校の場合、校務主任と呼ばれる立場のものが行っております。また、学校現場によっては、ダブルコーディネーター、トリプルコーディネーターということで、特別支援学級の主任、通級指導の担当者が2人目3人目として加わっている学校もあります。そういった学校については、コーディネーターにも指針をお伝えしています。内容としては、まず気を付けて欲しいこととして、保護者や、本人から相談があった時に、「知らない」「できない」ということは絶対言わないようにお伝えしています。お話をまず聞いて、では相談しましょうということ、入口を開けることは徹底しています。本当は全職員に伝えられるといいと思います。

もう一つ、坂下中学校はコロニー内の院内学級で中学校内にはないですが、春日井市内は西尾小学校以外のすべての小中学校に特別支援学級があります。その担任の先生方

にも同様に配布しています。特別支援学級の保護者の方はすごく勉強していらっしゃるのですが、お話があった時に聞いてなかった、知らなかったということがないようにすること、「まず相談しましょう」と門を開き、一緒にテーブルについてください、とお話しています。

その一方でインクルーシブ教育として、みんな一緒に勉強しましょう、と言われていています。しかし、実際の学校として困っているのは、次に1年生になるような子が、オムツが取れていないけれども通常学級を希望する場合です。保護者の方と就学相談していますが、正直に言いますと、いつどこでオムツを交換するのかという問題があります。保健室で交換することも、本人が尿意・便意を判断できれば時間誘導も可能です。ですが、それができない時に、対応できないわけではないですが、「お母さん、この子がみんなと一緒にいるということは、周りはだんだん育っていくように、私たちはその子だけを育てるわけではありません。学校集団というのはみんなを育てることで、みんながともに学べる環境をつくっていきます。その時間待てますか。」ということがあります。あるいは、服薬についても非常に難しく、「〇〇ちゃん、ご飯食べて30分経ったからお薬の時間だよ。」と声をかけることはできても、袋を切って飲ませるのは医療行為になるのか戸惑いがあります。文部科学省では医療的ケアを緩め、胃ろうやたん吸引も研修をきちんと積んで保護者と連絡が取れていれば行っても良い、という言い方をしています。ですが、私たちは非常に怖いのです。何かあった時に責任を問われますので、保護者の方がどこまで私たちに求めるのか、100%を求められると、それは怖いな、ということが正直あります。保護者の方がその怖さをどこまで受け入れてくれるかが、合意形成の必要な部分だと思って、学校で進めています。

【志村委員】 少し何うだけでも現場の先生たちが困っていらっしゃる点はたくさんあると分かります。実際に現場の先生方はもっと細かいことや小さなことでお困りごとはあると思います。

支援員の話に戻りますが、支援員も学校教員免許を持たない者として入れることが文部科学省で決まっております、人数も増えてきています。ですが、実際教員免許を持つ

ていない支援員を、先生方はどう動いてもらうか分からずにスタートしている気がします。先生方の声を聞くと、分かっているけど使いづらいということもありますので、支援員をこれから育てていかねばならないと思います。

医療的なお話も出ましたが、医療的ケアのできる教育、という話も以前伺ったことがあります。これは特別な学びが必要ですが、支援員が医療的ケアを行える場合の資格取得方法もあるようです。今後そういった中身の充実については、現場での困りごとを先生方から吸い上げ、関わる者すべてが意識を持っていかなければならないと思います。先生全員に支援員は役立っているか、どういう風に動いてもらえると楽か、今後どういう形で入ってもらうと助かるか、というような声を聞けたらと考えます。学校教育と一緒に、人的に有効な人を育てていけたらと思います。

【木全会長】 ありがとうございます。医療ケアの問題はヘルパーなど特別な講座を受ける、ということもあります。これは大西先生、どんな風に医療的ケアを考えればいいでしょう。

【大西委員】 難しい問題です。私は県立の特別支援学校におりますが、初めて小中学校のこういったことを聞きました。県立支援学校での医療的ケアは看護師が行い、特に肢体不自由の学校が重点的で、しかも常勤の看護師は一人しかいない場合が多いです。他は非常勤の看護師で医療的ケアを行っています。当校は知的障がいの学校ですから、そういう人はおりません。教員の医療行為については、例えば日常の薬を服用することについては保護者とのしっかりとした書類を交わしてから、毎日間違いないようにやり取りして、教員が補助をして見ている前で本人が飲みます。日常的に飲む薬はこうしたやり取りができますが、最近の問題は、例えば偏頭痛で、とんぷく薬を飲むような場合です。保護者にしてみれば、頭痛薬を飲ませれば学習が続けられると言うけれども、学校の立場としてはとても難しいことになります。ですがニーズがあるし、例えば将来的に就労する時にどうするのか、ということにも絡んでくる問題なので、学校ではどうすれば可能になるかという問題になってきます。とんぷく薬を

日常薬のような扱いをするためにはどんなやり取りがあると可能になるか、というところまで問題が来ております。ですので、特に市町の義務教育では何か一つでも医療的ケア、医療行為となると非常に難しい面があると思います。点眼や少しステロイドが入っているムヒなど、薬の成分にも気を使います。学校が知識を備えていないと、一つ約束事をつくっただけでは、上手くいきません。ケースバイケースでということならできるかというところの問題になることがあります。まず知識を備えているということが、この問題については一つ必要なことだと思います。

【木全会長】 こうやって具体的な所から、課題が明らかになります。医療的ケアの所はそういったことの一つかと思いません。

2つ目に、具体的に差別禁止法の関係で、障がいのある子どもが学校に来た際に先生方や支援員の方がどんなことでお困りなのかを、計画作成の上でも調査する必要があるというご意見でした。自立支援協議会の子ども部会に、例えば佐藤先生にも参加していただきながら一緒に考えていくのか、などです。

3つ目は特別支援教育連携協議会の設置（資料3の7頁の3の①のエ）との関わりで、実態調査も含め、どの組織が施策に反映していく元と一緒に考え、つくっていくのかということです。先生方や支援員さんの合理的配慮の受け止め方を調査する必要があるか、というご意見がありましたが、特別支援連携協議会との関係を含めて、佐藤先生としてはどうお考えでしょう。

【事務局・佐藤主事】 特別支援教育支援員さんの現状は、教室から飛び出してしまう子へのサポートがメインになります。本来は、教室にいてちょっと声をかけてもらったら学習に集中できる子、例えば先生が「教科書何ページですよ、授業始まりますよ。」と言って教科書が出せない子や、前の授業の教科書がそのまま残っている子の所へ声を掛けに行きます。そうするとその子は集中できます。そうやって声を掛けてもらう子が1クラスに3、4人いて、見てもらうこととなっています。しかし現実はそのようではなく、気づいたら飛び出してしまう子を追いかけてもらうために

配置しています。先生は体が一つしかないので、その子の安全を確保しなければなりません、クラスの子の授業も進めなければいけません。これまでは生徒が飛び出してしまうと職員室まで別の生徒や自分が走って、職員室に残っている人に助けを求めていましたが、今は支援員さんがいるので、ずいぶん助けていただいています。どの支援員の方も気働きができ、自分をお願いされた子だけではなく、それ以外の子にも声をかけてくださっているようで、どの学校でも、非常に感謝されます。

例えば保護者から電話相談があって、うちの子はもう少し見てもらえると、みんなと一緒に行動できるが、支援員さんはどうしたらつけてもらえるか、という質問をよく受けます。支援員さんは市内に16人いますが、実は52校中の16校で、しかも52校に何学級もある、と説明すると、「宝くじみたいですね。」と言って電話を切られます。

特別支援教育連携協議会については、上部組織には県の連携協議会があります。切れ目のない支援をするのが一番大きな目標で、設置の目的も就学時から就労まで切れ目のない支援をするためのものとなっています。近隣だと小牧市や日進市にあり、瀬戸市は福祉的な部分が強い同様の協議会があります。どの組織もお互いが顔見知りになっていて、困った時に相談しやすい、実務で気軽に顔を合わせて会議ができる、次に相談できるところがわかる、といった顔つなぎの場になっています。今のようにより具体的な施策についてとなると、春日井市でも実働的な組織の方がいいかと思えます。実働的な組織と、協議会として柱を話し合う組織を分けた方が現実的かと考えています。

【木全会長】 知多圏域での具体的に進めていく組織のあり方は、同じような会議がたくさんあるので、自立支援協議会の子ども部会と一緒にして活動している所もあります。おそらく瀬戸も同様です。実働組織が早くから動いた方が良ければ、教育委員会として子ども部会といっしょにしてしまい、「こういう形で行う」といった確認が取れると、子ども部会もやりやすいと思えます。その辺はいかがですか。

【事務局・佐藤主事】 自分としては必要な会議だと思っておりますが、一方で同じメンバーで何回も集まる必要もないと思っております。すり合わせをどうすると一番実のある会になるか、検討中です。目標としては30年には発足できるようにと思っております。

【田代副会長】 どこの課も様々な会議を行っていて、どの市町でもアドバイザーがいますが、どこでも同じ顔ぶれで非常にもったいないので、一緒に行いましょうという所もあります。春日井市では、どのような形にすればよいのかということかと思っております。先ほどのご意見では、先生たちが困っていることを把握する必要があるということでした。これまではそういった把握ができていないので、協議会を活用していただきたいし、先生方が悩まれる実態と合わせて協議会を頼っていただければ、また我々も頼りたいと思っております。

【木全会長】 お時間が来たので、次の話題に進みます。

【事務局・佐藤主事】 ありがとうございます。ではお先に失礼いたします。

【木全会長】 残りにつきましてもご意見をお願いします。

【岩谷委員】 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進（資料3の5頁の③の力）の「平成28年度の具体的施策」に「児童発達支援センターを拠点とした支援体制を構築」と記載があります。児童発達支援センターは10万人の人口に1つあることが住民にとって望ましいとされていますが、春日井市は30万人都市ということで、本来なら3か所が望ましいと思っております。なぜかと言うと、児童発達支援センターの機能は他の児童発達支援事業所と違い、保育所等や学校への訪問に行きます。相談支援機能も付いており、児童発達支援事業よりも多機能な部分があります。また、もうひとつの重要なポイントは、医療につながる人ができるということです。発達障がいの子どもや医療的ケアの必要な子どもを医療に橋渡しできるのがセンターではないかと思っております。お母さんが子どもの障がいについて受容できないのも、福祉と医療がつながらないことが課題になっているのではないかと考えます。医療を受診し、子どもの発達を分析してもらえれば、お母さんが子どものことを把握でき、不安も解消されるのではと感じます。子ども部会が発足し、

児童支援が充実することは、とても喜ばしいと個人的には感じています。ただ、センターの抱える業務量がとても多いのではないかと、また今回障がい児の福祉計画を策定することを考えますと、30万人都市にセンターひとつで全部任せるのはすごく大変ではないかと思えます。

また、たまたま春日井市のニュータウン計画という冊子をもらったのですが、40頁に「発達障がい児の支援と充実を図るため、児童発達支援センターの設立の促進を推進する」という一文がありました。計画なので、どこまで一生懸命行かうかということもありますが、気にされている方は多いのではないのでしょうか。計画は住民の方々の意見を吸いあげたものであるそうなので、そういった危機感を感じている住民が多く、進めていただく必要があることだと思います。他の課、分野からも声があがっているので、ぜひ計画を立てる際にセンターを充実させるという文言を入れていかないといけないと思います。せっかく子ども部会ができたので、センターを増やし、児童発達支援事業所との連携を進めていけるといいかと思えます。

【木全会長】 子ども部会の構成員を教えてください、市の保健部門、子育て部門が研修も含めてどんな風に関わりながら子ども部会をつくっているか、それを含めて事務局の回答をお願いします。

【事務局・小川主査】 子ども部会の構成員は、障害者相談生活支援センターの職員、現在ある児童発達支援センターの方、計画相談の方、児童発達支援の事業所1か所、放課後デイの事業所1か所（2名）、療育支援事業を行っている医療福祉会の担当職員の方となっています。田代副会長から報告がありましたが、今年度は関連する支援機関の方にお話をさせていただき、正会員になるかは検討するとして、オブザーバー的に入っていただく予定となっています。現在は、5月に田代副会長、7月に佐藤先生に来ていただきます。この後、入所施設や市の保健師さんなどをお願いしていこうと計画しています。

【木全会長】 児童発達支援センターの現状と今後は、市としてどう考えていますか。児童福祉法上の管轄は児童、子育てだと思いますが、計画をつくる以上は、健診や保育所、保

育園との関係から障がいがある子どもの早期発見、早期療育から学校へきちんとつなぐ形等を、一緒に計画を立てるメンバーと考えなければいけないと思います。誰が、どこでつくるかということも含めてです。先日、事務局との打ち合わせでは、児童部会の部会長がこの会議のメンバーに入らないと、総合的・全体的な計画をつくれなくなるので、考えておいてほしいと伝えました。子ども部会で検討を担ってもらうのか、子ども部会の体制強化も含めて、そこがどうなっているかお聞きしたいです。

【事務局・入谷補佐】 児童発達支援センターについては、10万人に1か所くらいの拠点をつくるよう国から言われていますので、春日井市が1か所で足りているとは思っておりません。今後増やしていく必要がありますが、現在の児童発達支援センターが中核的な役割ができていなかったのも、体制づくりをすることが、まず必要となっています。そのため、まず横のつながりをつくるため、子ども部会で昨年からは事業所、児童発達支援センターの放課後デイサービス、計画や委託の相談所を集めて取り組んでいます。事業所も児童発達支援センターのことをよく分かっていなかったのですが、センターの方が中心となって集まる中で、当初に比べれば知っていただけたかと思います。センターも積極的に研修等を行う形で現在動いている状況です。センターには相談事業などさまざまな事業がありますが、その機能を果たせていないので、まずそこに力をいれていただいております。もちろん1か所でセンターとして機能を全て果たしていくことは厳しいので、計画をつくる際に検討します。

【木全会長】 できたばかりの子ども部会で、いい機会だと思います。計画には、中核になるセンターと、高蔵寺地域、春日井地域、勝川付近地域の地域割りなどもしっかりと考えて、療育相談の仕組みをつくるというご提案だったと思います。次の計画では、縦割りではなく保健部門と子育て部門、障がいの部門とが「子ども」というくくりでひとつになり、学校も含めみんなと一緒にそろって話し合いができる体制をつくりながらでないと、いい計画も、計画の進捗も丁寧に行えないと思います。今年来年が勝負となりそうです。

【志村委員】 私も児童発達支援センターは必要だと思いますが、建物を3つ一度につくるのはとても大変で、人材も必要となるかと思います。三重県名張市では、赤ちゃんが生まれた時から就労する成人になるまで考えた、サポートブックならぬ、パーソナルカルテというものを作成しています。センターがなくても、パーソナルカルテで通っている学校や病院、支援員さん、介助員、受けている診断が分かる、母子手帳を充実したものです。受け入れ側もカルテを持っている側も、パーソナルカルテがあれば自分のことが分かってもらえる、という思いもあるようです。私は保育園に勤めておりますが、サポートブックの活用があまりされていない気がします。印刷して持ってくるお母さんもいらっしゃいますが、いつまで有効なのか、小さいうちだけなのか、お母さんが書き込んだら終わりなのかもあいまいです。センターを将来的につくることが理想ですが、子どもは成長し、それまで待てないこともあるので、こういった方法もあるかと思いました。

【木全会長】 サポートブックの使い方は検討を行いつつあると資料に記載があったように思います。大府市から始まりましたが、知多圏域はほとんどやめていて、活用方法を子ども部会で話し合いながら、よい活用の仕方を検討しています。保育士さんはしっかり活用しているが、学校の先生はしていないということもあります。例えば阿久比町などでは学校の先生を集めて、使い方の説明を行った記憶があります。また、お母さんがしっかり管理できる家庭はいいですが、そうでない場合は、どうするかも含めていろいろなカルテや活用方法があるかと思います。カルテはリング式だと、学校などの特別支援の児童計画、地域と重ね合わせる支援計画、サービス利用計画など、様々な情報がすべてはさめます。春日井市はリング式ではないかと思います。自分の子に障がいがあると分かるのがいやなので、全員に配るならいい、と小さいまちではリング式にしているところもありますが、お金もかかるし難しいところもあるかと思います。ですが、使いたい人には渡せるリング式がいいのかと思います。様々ですので、多くのまちのやり方を知っているとよいものがつくられるかもしれません。

【黒川委員】 私は精神障がい者の当事者団体の代表として、ちょっと説明をいただきたいところがあります。1点目は、地域生活支援サービスの事業の拡大など（資料3の3頁の②のイ）について、2点目は、福祉応援券を支給（資料3の5頁の④のア）とあり、この実施状況について伺います。3つ目は、退院の促進（資料3の6頁の②のイ）についてです。精神保健福祉政策保健医療の上限を通じると、この3点について、ご説明願います。

まず1点目、地域活動支援センターI型について、資料ではアンケートを実施し、地域自立支援協議会の中の当事者を取り巻く連絡会等で、設置の必要性を検討します、と記載があります。アンケート調査のスケジュールを見ると、項目はこれから検討することになると思いますが、今後検討はどうやって進んでいくのでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 地域活動支援センターI型についてのアンケート調査は、計画のアンケート調査とは別で行います。また、実際にI型は必要なのか、別の場所がいいのかを当事者に聞きたいと考えています。精神障がいの方が通える地域活動支援センターが鳥居松にひとつありますが、東の方にはありません。そこで、東にI型を設置するべきか、そうではなく広い範囲を考えて地域活動支援センターを設置すべきなのかを判断するため、アンケート調査などをして、協議会で検討したいと考えます。

【黒川委員】 わかりました。地域自立支援協議会（当事者団体連絡会など）で、団体の意見を申し上げて、検討を推進していただけるということですね。

【事務局・入谷補佐】 そういったお話も伺うことになると思います。

【黒川委員】 ぜひ推進いただきたいと思います。

2点目について、各種手当の支給ということで、昨年度に障がい福祉課から事前説明を受けました。結果としてこの8月から実施されるということです。この後の項目について障がい者の方から、「春日井市の病院に入院している場合には支給されるが、他市に通院や入院していると非常に難しいような説明を受けて非常に不安です」と複数のクレームが来ています。精神障がいの場合は専門の先生を探して、市外に行かねばならないことも多いです。必要な場合は東京まで入院に行くこともあります。

そういう場合の支給はどのようにになりますか。

【事務局・入谷補佐】 通院の場合は、春日井市に住所があるならば支給されます。入院については、1年以内に退院される目途があれば、支給されることになっています。1年以上入院する場合は対象から今回は外させていただいております。退院された後、申請をいただければ、その翌月から応援券は支給させていただきます。

【黒川委員】 精神の場合には地域移行の前提として、1泊2日、2泊3日の自宅訓練が一般的に退院の前に実施されます。それが1～2か月くらい続けて地域移行、自宅移行で可能かどうか見定めます。その時の扱いはいかがですか。

【事務局・入谷補佐】 訓練的なもので自宅に1、2泊戻られる場合については、入院中の訓練として一旦自宅に戻られるので、入院中扱いとさせていただきます。

【黒川委員】 事前の個別の当事者団体の説明時に、今の説明が入っておりませんでした。私のノートにも記録されておらず、この委員会で検討された時もそういう説明はありませんでした。そういう情報を出していただきたいと思います。入院時の支給について同じような施策であれば、当事者、障がい者に状況に応じて恩恵があるよう、とのお気持ちで今後のご検討賜りたいと思います。

3点目について、第3次春日井市障がい者総合福祉計画の37頁の「医療保険適用後の入院、通院の医療費を助成します」という記述があります。これは当局のご支援として保険適用後の半額助成をいただき、本当に助かっております。しかし、残り半額が本人負担ということで、結果的に収入のない、あるいは障害年金だけで生きている人たちは、歯や目の治療にも行けないということでございます。ご存知のように5年間、続けてお願いをし、昨年度は6月の議会において、全会一致で公費で負担をするように、という支援をいただきました。私たちは今か今かと待っています。6月の補正予算で実施、実現できるのかと説明を受けに参りましたが、緊急性がないということでした。一昨年の説明は財政状況がひっ迫しているという状況でした。去年は推進中であるという話でした。私たちはこの医療費の残されている半額、3障がいのうち他の2障がいは全額補助されています。唯

一、精神障がい者だけが半額自己負担となっています。どこが負担するかということもさることながら、障がい者間の格差が現実に大きく残っているわけです。別の言い方をしますと、障がい者差別が結果的に障がい者間でも差別が残っているのではないかと実感しております。大変失礼な言い方をしておりますが、私のお願い事項を申し上げます。当事者団体連絡会等においてI型の設置について、ご検討、推進をしていただけると、先ほど大変心強いお話をいただきました。いわゆる検討の場がある、具体化する、深める場があるということを私共は本当に心強く思います。では、この半額助成の検討の場はどこになるのでしょうか。例えば、推進協議会や自立支援協議会の場で検討する機会があるのでしょうか。誤解と偏見によって判断されないようにするためにはどうすればいいか教えていただきたいです。

【木全会長】 全議員が賛成したにも関わらず、ですか。

【事務局・入谷補佐】 確かに黒川委員がおっしゃったように、6月の議会で請願書を提出され、それが全会一致で採用されましたが、現時点では経済的な状況も見ながら検討させていただくということで、お話しています。もちろん検討を全くしていないわけではないですが、保険の関係も絡んでくるので調整しながら、検討させていただくと現時点ではなっています。

【黒川委員】 私どもはどうさせていただければいいのでしょうか。

【事務局・宮澤部長】 請願が全会一致で採択されたということですが、障がいの医療費は、精神以外の部分では、市が2分の1、県が2分の1補助を出すことによって自己負担なしとなります。精神の方も春日井市は2分の1出していますので、3障がい全て均等に平等に2分の1負担していることはご理解いただければと思います。先ほどどこが補助を出すかというのは承知の上、というお話がありました。春日井市としても県に要望は議会からも、市からもしております。ですが、いつまでもこの状態が続くと当事者の方が一番不便を感じると思いますので、市としても、できるだけ前向きな形で検討し、進めたいとここ数年来ています。市の方針としては、もうしばらく県の動向を見たいので、そこはご理解いただきたいです。いろ

いろなご意見があり、当事者団体から正式に要望や請願という形で出ていることを理解した上での対応ですので、ご理解いただきたいです。

【黒川委員】 愛知県下市町村の人口比で84.22%が他障がい同等になるように各自治体が合理的配慮のもと負担し、全額助成しております。未実施で残っているのは、小さな町村だけという実態もあります。近隣の市を考えると、昨年、一昨年と引き続きまして、一番関係の深い小牧市でも当局が助成していただきました。瀬戸市、尾張旭市も同様です。私は是非とも、このようないわゆる制度的にギャップとなっている所を合理的配慮によってご協力をいただき、一日も早い実現をお願いしたいと同時に、自立支援協議会でも正式な課題としてご検討賜るようお願いいたします。

【木全会長】 9月に次回の会議が開かれると思います。どこの市も当たり前に行えているのに、なぜ春日井市だけできないのかが素朴な疑問なので、お金や制度の面等、上手く進められない理由は次回までに少なくとも明らかにしていただきたいです。そうでないと私も説明のしようがなくなってしまう。実際お金がどれくらいかかるとか、保険の問題等々含めて、こんな課題があるのでここまでは待つてほしいなど、具体的に出していただけますか。自立支援協議会の話ではないように思いますので、お願いいたします。

5分前くらいにはこの議論を終わる予定でした。アンケートも必ず読んでおいてもらい、次回までに精神の会、家族会、部会等を通してながら作成するという事で確認しておいていいですか。

【服部委員】 基本的なことなのですが、サポートブックなどの実施されている事業が、インターネットでは確認できるのですが、お年寄りやインターネットの使い方を分からない人もいらっしゃいます。私も隅々まで広報を読んでいないですが、例えば資料3の11頁の7の①に第二希望の家が福祉避難所と指定されたことは、お年寄りや障がいを持たれた方の中でどれくらいの方が承知していらっしゃるのかと感じます。インターネットが使えない方や、目が悪いと広報も読めないなど様々な方がいらっしゃる

ので、例えば回覧板を回す、介護を受けている方なら介護施設から口頭で伝えるなど、情報が伝わる方法をきめ細かに行っていただければと思います。また、広報のどこかに「窓口で尋ねてください」とか、「こういうことが福祉課では実施されました」などを記載して欲しいです。私は広報は見ている方ですが、このことは知りませんでした。私はここに参加して初めて第3次計画が練られていることが良く分かりましたが、この場にはいない人や、お年寄りの方、障がいのある方にどれだけ伝わっているかが不安です。

【木全会長】 他にご発言されていない方は。

【河野委員】 資料3の11頁の7の①についてです。前回作成された冊子の50頁で「成果目標」が3つ挙げられ、「避難行動要支援者名簿の登録者数」とあります。災害対策基本法が一部改正され、配慮を必要とする人の名簿を作成しなければいけない、となったと伺いました。ここでは法律の改正によって、市が行っていると考えていいですか。また、それが前回の成果目標にある名簿の登録者数云々という、この名簿を指しているのでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 名簿に関しては地域福祉課の方で名簿登録事務を行っていますので確認します。

【河野委員】 それは、「登録しませんか」と尋ねて作成するものではなく、避難行動が困難な方の名簿をつくりなさい、ということなのかが、はっきりと分からないのですが。

【木全会長】 東北の震災までは、本人のプライバシー重視で登録制でした。しかしそれだと、冒頭のあいさつでお話した通り、安否確認ができませんでした。その後、ソーシャルワーカーたちが「1軒ずつ安否確認に行くから名簿を出してほしい」ということを市町村に要望を繰り返してきました。そういう経過があるので、市の方であらかじめすぐ出せるものを作成することが義務付けられました。先日の熊本県の地震は比較的すぐに了解が出たので、ソーシャルワーカーや障害相談支援専門員が熊本に支援に行くと、名簿に沿って一人ずつ安否確認を行うということになっています。

【河野委員】 名簿はすでにあるわけですね。

【木全会長】 手帳の名簿があるかと思います。

【河野委員】 手帳を台帳として、福祉課、地域福祉課などにあるということでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 障がい福祉課では名簿を管理していないので、市民安全課と地域福祉課に確認し、次回までに回答します。

【木全会長】 次回までにきっちりと回答していただくというところですが、実質的には手帳の名簿をギリギリになって出すということになるかと思います。

次の計画で考えてほしいのは、サービス利用者は先ほど私が言ったやり方で安否確認ができますが、手帳所持者でサービスを利用していない人は確認できません。その対応を考えることが次の計画を立てる上でのひとつの課題になるかと思います。

【河野委員】 いつの間にか名簿がつくられている、という状態よりも、名簿に載ることを当事者に確認してもらった上で、登録していくことがまず大事だろうと考えます。また、災害時には関係機関に情報を出していか同意を取るといった話を聞いています。関係機関は民生委員と社会福祉協議会と警察と消防と記載がありました。そういった確認が取られるということですが、あまり取られたという記憶がないので、名簿や台帳がどこで管理されているかも情報の周知ができるといいと考えます。

また、児童の話で、先生に先程お話しいただきましたが、親の立場から申し上げます。子どもが教室から飛び出してしまうような子だと、親は気持ちが小さくなるのが一般的です。「お母さんね、」という言い方はとても怖いなど思いながら、今までやってきました。立場がある方で、親しげに言ってくださっていると思いますが、最初の声かけ一つで我々は委縮していくものです。先ほどのお話はあれでいいと思いますし、学校はお忙しくて先生方は大変だということも十分分かります。ですが、毎日子どもに振り回される親の気持ちとその前にあってもらいたかったと思いました。アンケートする時に学校の先生方にもアンケートはどうかというご提案はすごくいいことだと思います。前回のアンケートを見返すと、親御さんへのアンケートではなかなか拾えないと思いました。このアンケートで把握は難しいかもしれませんが、自由記述の部分でいろいろなケースをくみ取れるのかと

思います。少し学年が上の方のお母さん方から意見が出るようなアンケートの取り方ができるといいと思います。集約が少し大変ですかね。

【木全会長】 アンケートを育成会などにも持って行っていただいて、自由記述で「現在お困りのことはありますか。」「学校に対して思うことがありますか。」などと尋ねられるとよいかと思います。そういったことも含め、それぞれの立場の人がここにいるので、いいアンケートが作成できるかと思います。

アンケートの説明を聞いて終わりのつもりでいましたが、その時間さえもなくなってしまいました。ぜひ次回までにそれぞれお読みいただき、推進協議会で議論していただきながら、修正事項、追加事項を練っていただきたいです。

【戸田委員】 改正案でも医療的ケアを要する連携が強くなってきていますが、私たちの会が関連することだと思います。春日井は医療的ケアに対応している介護事業所ができるなど、ありがたい所ではあります。父母の会の人数は、75名の会員ですが、実質、今は10名くらいです。若いお母さん方に頑張ってもらって、介護事業所などとはつながっています。先ほど学校の先生のお話が出ましたが、小牧市の特別支援学校からの先生が参加していただける場がありません。やはり現場ということで、小牧の特別支援学校の介助員や職員の方たち、日々接していらっしゃる医療的ケアも含め、そういう方の意見は非常に貴重だと思います。先ほどの佐藤先生のように、どこかで依頼して話を聞くことができれば、それがよいアンケートの作成にもつながるかと思います。

【木全会長】 総合支援法の改正でも、医療的ケアにある子どもたちのことは盛り込まれていますので、必ずアンケートには反映させなくてはなりません。戸田委員もアンケートをよく覚えておいていただいて、入れて欲しい内容を次回持ってきてください。

小牧の先生を、ということですが、子ども部会を含めて参加してほしいということですか。

【戸田委員】 できれば一度来ていただきたいですが、今は関わってもらってないのではないかと思います。以前、日中活動

のことを知っていただくために来ていただきましたが、春日台特別支援学校の先生には来ていただいているので、小牧市の方もと思ひまして。この場では無理だとは思ひますが、どこかでその機会をつくっていただければと思ひます。

【木全会長】 では、今からアンケートの説明だけお願いします。5分だけ延長させてください。スケジュールだけご覧ください。

【事務局・入谷補佐】 「障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要」にあります「1 目的」ですが、来年度の障がい者総合福祉計画の改定にあたり、計画改定の基礎資料とするため、ニーズを把握するためのアンケート調査を今年度実施いたします。調査の種類や方法は、手帳をお持ちの方と難病患者、そしてそのご家族に対しては、差別の有無や生活の状況、悩みや困りごと、災害時の対応や市のサービスのニーズなどを、一般の方に対しては差別の有無、共生社会への意識などをお伺いしようと思ひています。調査票につきましては、一般の施設利用者を除いて、障がいのある方へ現住所に郵送し、返信用封筒でご返答いただこうと思ひます。「3 基本方針」について、市の人口が4月1日現在で311,000人強、身体障がい者手帳をお持ちの方が9,482人、療育手帳が2,085人、精神障がい者保健福祉手帳が2,119人、難病患者の方が1,675人となっています。次期計画の策定の基本方針としては、障害者基本法に定める障害者計画、障害者総合支援法に定める障害福祉計画、今回の児童福祉法の改正で追加されました障害児福祉計画を一体的に作成しようと思ひております。春日井市の第五次総合計画を上位計画として、国の障害者基本計画や障害福祉計画、愛知県のあいち健康福祉ビジョンと整合するように作成して参ります。また、第3次春日井市障がい者総合福祉計画をはじめとします、これまでの市の障がい者に関する計画や調査を踏まえた継続性のあるものとしようと思ひておりますので、障がいをお持ちの方の実態やニーズを正確に把握して、これが適切に反映されたもの、春日井市の実情に応じた特色を明確にするもの、また社会情勢や関係する制度の情報に適応したものとな

るように考えております。「4 アンケート調査実施対象者の抽出」につきましては、各障がいや難病、及びその家族を対象とした調査は2,300人、一般市民を対象とした調査は700人の合計3,000人で実施いたします。

その他、障がい福祉サービスを利用されている方については、満足度調査を別途1,000人の方に実施する予定です。「5 スケジュール」については、アンケートでいただきました皆様のご意見、ご意向などを、よりの確に計画に反映できるよう、調査結果の分析にできるだけ多くの時間をかけたいと考えております。9月末にはアンケートの発送を行いたいと考えております。調査項目につきましては、今までの経年比較をすべき項目もたくさんありますので、前回調査したものを基本として、委員の皆様からいただくご意見や、自立支援協議会で検討したものなどを調整し、調査項目に追加、修正、削除等を行いたいと思います。アンケートの案もでき上がりましたら委員の皆様へ郵送し、9月に2回目の協議会を開催させていただくときに、最終的なアンケートの確認をお願いしたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

【木全会長】 自立支援協議会もあるので、7月の終わりまでに皆様からの意見を出していただいて、最終案に近いものを8月の半ばくらいに出していただくのがいいですかね。

【事務局・入谷補佐】 そうですね、かなりタイトなスケジュールになるかと思えます。

【木全会長】 8月20日くらいまでには必ず意見を出していただき、自立支援協議会の部会等の検討も含めて、8月終わりくらいには事務局案を出してもらい、皆様の所に配られるということですかね。次の推進協議会までには宿題として事務局案を確認してもらい、協議会で最終確認を行い、9月の終わりには配布できるようにというスケジュールですね。

【黒川委員】 スケジュールを見ますと、7月19日に自立支援協議会の第1回目が行われます。その時にアンケート内容の検討があり、今日と同じように審議なさるのかと思います。事務局としては、自立支援協議会である程度の検討

をして、それを推進協議会の方になげる、という意味合
いですか。

【事務局・入谷補佐】　そういうことです。

【木全会長】　部会も含めて、部会もあるのでもう少し丁寧という
ことですね。

【事務局・入谷補佐】　そこで内容も見ていただいて、ということです。

【黒川委員】　できるだけ早くお願いします。直前に資料をいただい
ても、集まる時間がありませんので。

【事務局・入谷補佐】　皆さんに事前に資料を配布する時は早めにさせていた
だきます。

【木全会長】　9月2週目のどこかで推進協議会を入れないと、間に
合わないと思います。9月の推進協議会でお知らせでき
るようにしたいと思います。

【事務局・中山課長】　（閉会のあいさつ）ありがとうございました。宿題も
出ておりますので、次回の推進協の時にはご報告できる
ようにしておきますので、よろしく願いいたします。

上記のとおり、平成28年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会の議事
の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長
が署名する。

平成28年10月19日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広